

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県食品総合衛生管理認証要綱（抜粋）

高知県食品総合衛生管理認証要綱（抜粋）

（定義）

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

第2条 この要綱における用語の定義は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

（1） 認証 食品の製造、加工、調理又は販売等を行う食品取扱施設（法第55条第1項に基づき許可を受けた施設及び法第57条第1項に基づき届け出た施設をいう（器具及び容器包装の製造等に係る施設を除く。）。））に対し、知事が定めた基準（以下「認証基準」という。）以上のHACCPに沿った衛生管理を実施していると認められる施設について、知事が食品総合衛生管理認証施設（以下「認証施設」という。）として適当であると判断し、認めることをいう。

（1） 認証 食品の製造、加工、調理又は販売等を行う食品取扱施設（法第52条に基づき許可を受けた施設及び令和2年3月31日付け薬生食監発0331第2号「営業届出業種の設定について」に示された業種に該当する施設をいう（器具及び容器包装の製造等に係る施設を除く。）。））に対し、知事が定めた基準（以下「認証基準」という。）以上のHACCPに沿った衛生管理を実施していると認められる施設について、知事が食品総合衛生管理認証施設（以下「認証施設」という。）として適当であると判断し、認めることをいう。

なお、認証は、原則、製品の範囲又は製品で行うこととする。

なお、認証は、原則、製品の範囲又は製品で行うこととする。

（2） 食品総合衛生管理認証審査会 この要綱に基づき、認証に係る審査等の事務を行うために設置する会をいう。

（2） 食品総合衛生管理認証審査会 この要綱に基づき、認証に係る審査等の事務を行うために設置する会をいう。

（認証の申請）

（認証の申請）

第8条 高知県食品総合衛生管理の認証を受けようとする営業者は、別記第1号様式による申請書に、別表1で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第8条 高知県食品総合衛生管理の認証を受けようとする営業者は、別記第1号様式による申請書に、別表で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 認証営業者が第5条の認証の区分を変更しようとするときは、

2 認証営業者が第5条の認証の区分を変更しようとするときは、

前項の規定を準用する。

(認証の変更)

第12条 認証業者が次に掲げる事項を変更する場合は、別記第3号様式による変更届を知事に届け出なければならない。

- (1) 認証施設の名称、屋号又は商号
- (2) 認証業者の氏名又は名称
- (3) 認証業者の所在地
- (4) その他認証書の記載内容の変更

2 知事は、前項の届出により認証書の記載内容を変更する必要がある場合、認証書を書き換えて交付するものとする。

(認証の廃止)

第14条 認証業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第5号様式による廃止届に認証書を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 自ら認証を辞退しようとするとき
- (2) 認証施設を廃業又は廃止したとき
- (3) 認証の対象となった営業を廃止したとき
- (4) 認証の区分を変更したとき
- (5) 認証されたHACCPに沿った衛生管理方法を変更したとき
(軽微な変更を除く)

(認証の有効期間)

第15条 認証の期間は、認証した日が属する月から起算して5年後の月末とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和6年4月1日以降に決定した認

前項の規定を準用する。

(認証の変更)

第12条 認証業者が次に掲げる事項を変更する場合は、別記第3号様式による変更届を知事に届け出なければならない。

- (1) 認証施設の名称、屋号又は商号の変更
- (2) 認証業者の氏名又は名称
- (3) 認証業者の所在地
- (4) 認証されたHACCPに沿った衛生管理方法（軽微な変更を除く。）

(認証の廃止)

第14条 認証業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第5号様式による廃止届に認証書を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 自ら認証を辞退しようとするとき
- (2) 認証施設を廃業又は廃止したとき
- (3) 認証の対象となった営業を廃止したとき
- (4) 認証の区分を変更したとき

(認証の有効期間)

第15条 認証の期間は、認証した日が属する月から起算して5年後の月末とする。

証の期間は、令和11年3月31日までとする。

3 令和3年4月1日以降の認証（令和3年3月31日までに申請されたものを除く）であって、第16条第4項に定める措置が適用されていないものにあつては、令和6年3月31日までに別表2に掲げる書類を知事に提出した場合、認証の期間を令和11年3月31日まで延長することができる。

4 知事は、前項の申請を受けた場合、認証書を書き換えて交付するものとする。

（更新の手続き）

第16条 認証事業者は、申請により当該認証を更新することができる。

2 前項の規定により、更新しようとする認証事業者は、当該認証期間終了日の2月前までに、別記第1号様式に別表1で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 前項の申請であつて、現に受けている認証に係る書類に変更がないと認められる場合は、別表1で定める書類を省略することができる。

4 第6条第2項に規定する経過措置期間の間に更新の手続きを行う場合に、変更された認証基準を満たすことが困難なときは、経過措置期間の終了日までに新たな認証基準を満たす旨の誓約書を添えることにより、当該認証を更新することができる。

（認証の特例）

第20条 ISO22000、FSSC22000、JFS-B又はCを受けている場合にあつては、そのことを証する書類を添付の上、第8条の規定による認証第3ステージの申請を行うことができる。この場合におい

（更新の手続き）

第16条 認証事業者は、申請により当該認証を更新することができる。

2 前項の規定により、更新しようとする認証事業者は、当該認証期間終了日の2月前までに、別記第1号様式に別表で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 前項の申請であつて、現に受けている認証に係る書類に変更がないと認められる場合は、別表で定める書類を省略することができる。

4 第6条第2項に規定する経過措置期間の間に更新の手続きを行う場合に、変更された認証基準を満たすことが困難なときは、経過措置期間の終了日までに新たな認証基準を満たす旨の誓約書を添えることにより、当該認証を更新することができる。

（認証の特例）

第20条 ISO22000、FSSC22000、JFS-B又はCを受けている場合にあつては、そのことを証する書類を添付の上、第8条の規定による認証第3ステージの申請を行うことができる。この場合におい

て、別表1で示す書類の提出は省略することができる。また、申請書の提出を受けた保健所長等は第9条の規定による現地調査及び確認を、審査会は第10条第2項の規定の審査をそれぞれ省略することができる。

2 前項のHACCPに基づく認証等制度以外の制度については、審査会に諮るものとする。

附則

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限りで、その効力を失う。

附則

1 この要綱は、令和6年 月 日から施行する。ただし、第12条及び第14条の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

2 第8条及び第16条の規定に関わらず、令和6年4月1日以降は認証の申請及び更新を受理しないものとする。

3 第11条の規定に関わらず、令和6年10月1日以降は認証の決定を行わないものとする。

別表1（第8条、第16条、第20条関係）

（略）

別表2（第15条関係）

1 認証の期間の延長にかかる申立書

2 認証書

別記

て、別表で示す書類の提出は省略することができる。また、申請書の提出を受けた保健所長等は第9条の規定による現地調査及び確認を、審査会は第10条第2項の規定の審査をそれぞれ省略することができる。

2 前項のHACCPに基づく認証等制度以外の制度については、審査会に諮るものとする。

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

別表（第8条、第16条、第20条関係）

（略）

別記

第3号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)

フリガナ
氏名 (法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

高知県食品総合衛生管理認証申請事項変更届

高知県食品総合衛生管理認証要綱第12条第1項の規定に基づき、下記により届出します。

記

施設の名称		
施設の所在地		
認証の年月日		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更の理由		
備考		

添付書類

- 1 認証書の内容が変わる場合は、認証書
- 2 変更内容を確認できる書類

第3号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)

フリガナ
氏名 (法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

高知県食品総合衛生管理認証申請事項変更届

高知県食品総合衛生管理認証要綱第12条の規定に基づき、下記により届出します。

記

施設の名称		
施設の所在地		
認証の年月日		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更の理由		
備考		

添付書類

- 1 認証書の内容が変わる場合は、認証書
- 2 変更内容を確認できる書類